

1. 会 合 名	「有価証券の売出し」定義の見直し等に関するワーキング・グループ (第 20 回)
2. 日 時	平成 25 年 1 月 18 日 (金) 10 時 00 分～11 時 00 分
3. 議 案	1. 特例私売出しに係る経過措置の延長について 2. その他
4. 主な内容	<p>1. 特例私売出しに係る経過措置の延長について</p> <p>○ 特例私売出しに係る経過措置の延長要望について 事務局より、特例私売出しに係る経過措置の延長要望に係る状況について説明が行われた。</p> <p>(主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例私売出しに係る経過措置の延長に関し、金融庁との交渉で得た感触としては、前向きに考えてもらっているように思う。 しかし、経過措置である以上、30 年も延長するということは不可能なため、将来の経過措置の廃止を前提に、証券業界としてどのような取り組みができるのか考えてほしいとのことだった。また、当該経過措置は最長でも 3 年しか延長できないため、経過措置終了後の対応方針についても示してほしい旨、金融庁から言われている。 本ワーキング・グループの現段階の目的は、当該経過措置を 3 年延長してもらうことを目標として、経過措置の廃止を視野に入れた具体的な対応策のアイデアを出していくことである。(主査)</li> <li>・ 前回の売出し規制の改正時に、分割制限を改善していただき、顧客が有価証券を購入した後もある程度ロットを分けられるようにはなっているが、条文上、新規発行に限定されている部分もあるため、外付けで分割制限を付すことが可能となるように関連条文の改正を要望したい。現状の分割制限の条文によれば、社債契約の中に分割できない旨の文面が入っていなければ分割制限を付せないとも解釈できるため、その点を改正していただきたいと考えている。 二点目の意見としては、改めて顧客から買い取った場合、特例私売出しは少人数私売出しの特例という位置付けとして、譲渡制限が連続した形での少人数私売出しのセカンダリー取引と見なすことはできないかという点である。併せて日証協への少人数私売出しの所有者数報告の取扱いについても、上記が適用除外となるのであればベターであると考えている。</li> </ul>

移行にあたっての計画としては、当局が示している延長期間は3年以内という点を考慮すると、平成28年1月1日から個人の公社債税制が変わると報道ベースでいわれており、おそらくその前後において個人の顧客が持っている有価証券が盛んに売買されると思われるので、その辺りの時期で譲渡制限を付け替えることを当局に要望できないかと考えている次第である。

特例私売出しに係る売出し規制経過措置の廃止を視野に入れた具体的な対応策に関するアイデアを事務局に寄せることとした。

○ 経過措置以外の外国証券に係る売出し規制に関する政令・内閣府令について

事務局より経過措置以外の外国証券に係る売出し規制に関する政令・内閣府令に関する意見に対する金融庁の回答について、説明が行われた。

- ・ 資料2の一点目の要望についてだが、譲渡に係る契約締結に代えて、転売制限告知書での対応等は不可能であり、契約の締結が必須となるということなのか。契約書の締結となるとハードルが高くなってしまいが、告知書による対応であれば、実務上、契約書を締結するより容易になると思われるがどうか。

⇒ 本件について、契約締結以外の代替案を金融庁に提示していないので、代替案があれば、それを金融庁に伝えることは可能であると思われる。（事務局）

経過措置以外の外国証券に係る売出し規制に関する政令・内閣府令に関する要望に関し、資料2の一点目への対応方針について各社より意見をいただくこととし、二点目と三点目の要望については、引き続き提案会社に意見をいただくこととした。

2. その他

- (1) ユーロ円CBに関する経過措置の延長要望については、意見照会の結果、これまで本ワーキングにて金融庁に提出した要望理由の他にアイデアが出なかったため、延長要望を断念することとした。

- (2) 「金融商品取引法施行令第1条の8の4第4号の規定に基づく

	<p>報告（少人数私売出しに関する報告書）入力要領」の一部改正について、事務局より説明が行われた。</p> <p>事務局よりワーキング・グループのメンバーに対し、特例私売出しの経過措置の廃止を視野に入れた具体的な対応策及び経過措置以外の外国証券に係る売出し規制に関する政令・内閣府令に関する意見（資料2の一点目）についての意見照会を改めて行うこととし、本ワーキング・グループ（第20回）を終了した。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	<p>※本議事概要は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
6. 本件に関する問い合わせ先	<p>公社債・金融商品部（03-3667-8514）</p>